

文化施設における区民子供料金の無料化について

1 目的

現在、長期総合計画に定める施策「誰もが文化に親しむ環境づくり」に基づき、子供が文化に触れられる機会の提供を推進している。

子供達が文化芸術鑑賞を通じて創造性や感性を育み、豊かな生活を送ることができるよう、区立文化施設における区内在住・在学の児童及び生徒（高校生相当年齢まで）の入館料（以下「区民子供料金」という。）を無料化する。

2 対象施設

したまちミュージアム、一葉記念館、朝倉彫塑館、旧東京音楽学校奏楽堂、書道博物館

3 施行日

令和8年4月1日

なお、区立小・中学校の学年末休業日にあたる令和8年3月26日から3月31日までは「たいとうこども文化ふれあいウィーク」として、先行して区民子供料金を無料（免除）とする。

4 今後の予定

令和8年3月 広報たいとう・区公式ホームページ等で周知

令和8年3月26日～31日 たいとうこども文化ふれあいウィーク実施

令和8年4月1日 改正条例施行

第24号議案 東京都台東区立したまちミュージアム条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条の規定による東京都台東区立したまちミュージアム条例の一部改正

改 正 案					現 行				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
区分	単位			金額	区分	単位			金額
入館料	(略)				入館料	(略)			
	児童及び生徒	1人1回につき	個人	100円 <u>(区民にあつては無料)</u>		児童及び生徒	1人1回につき	個人	100円
			団体	50円 <u>(区民にあつては無料)</u>				団体	50円
(略)					(略)				
備考 1～3 (略) <u>4 区民とは、台東区内に在住又は在学する者をいう。</u> <u>5～7 (略)</u>					備考 1～3 (略) (新設) <u>4～6 (略)</u>				

第2条の規定による東京都台東区立一葉記念館条例の一部改正

改 正 案					現 行				
(展示室)					(展示室)				
第10条 展示室に入館しようとする者は、あらかじめ別表第1に定める入館料、共通入館料、4館共通入館料又は年間パスポート料を納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認める者は、入館料を減免することができる。					第10条 展示室に入館しようとする者は、あらかじめ別表第1に定める入館料、共通入館料、4館共通入館料又は年間パスポート料を納付しなければならない。ただし、 <u>教師が引率する区立学校児童、生徒又は</u> 区長が特別の理由があると認める者は、入館料を減免することができる。				
2及び3 (略)					2及び3 (略)				
別表第1（第10条関係）					別表第1（第10条関係）				
区分	単位			金額	区分	単位			金額
入館料	(略)				入館料	(略)			
	児童及び生徒	1人1回につき	個人	100円 <u>(区民にあつては無料)</u>		児童及び生徒	1人1回につき	個人	100円
			団体	50円 <u>(区民にあつては無料)</u>				団体	50円

(略)
備考
1～3 (略)
<u>4 区民とは、台東区内に在住又は在学する者をいう。</u>
<u>5～7</u> (略)

(略)
備考
1～3 (略)
(新設)
<u>4～6</u> (略)

第3条の規定による東京都台東区立朝倉彫塑館条例の一部改正

改正案					現 行						
別表(第8条関係)					別表(第8条関係)						
区分	単位			金額		区分	単位			金額	
入館料	(略)				250円	入館料	(略)				250円
	児童及び生徒	1人1回につき	個人	<u>(区民にあつては無料)</u>			児童及び生徒	1人1回につき	個人		
			団体	<u>(区民にあつては無料)</u>					団体	150円	
(略)					(略)						
備考					備考						
1～3 (略)					1～3 (略)						
<u>4 区民とは、台東区内に在住又は在学する者をいう。</u>					(新設)						
<u>5～7</u> (略)					<u>4～6</u> (略)						

第4条の規定による東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例の一部改正

改正案					現 行						
別表第1(第13条関係)					別表第1(第13条関係)						
区分	単位	金額			区分	単位	金額				
入館料	(略)				100円	入館料	(略)				100円
	児童及び生徒	1人1回につき	個人	<u>(区民にあつては無料)</u>			児童及び生徒	1人1回につき	個人		
			団体	<u>(区民にあつては無料)</u>					団体	50円	
(略)					(略)						

<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 区民とは、台東区内に在住又は在学する者をいう。</u></p> <p><u>5～7</u> (略)</p>	<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4～6</u> (略)</p>
--	--

第5条の規定による東京都台東区立書道博物館条例の一部改正

改 正 案				現 行							
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）							
区分	単位			金額	区分	単位			金額		
入館料	(略)				入館料	(略)			250円		
	児童及び生徒	1人1回につき	個人			250円 <u>(区民にあっては無料)</u>	児童及び生徒	1人1回につき		個人	250円
			団体			150円 <u>(区民にあっては無料)</u>				団体	150円
(略)				(略)							
備考				備考							
1～3 (略)				1～3 (略)							
<u>4 区民とは、台東区内に在住し、又は在学している者をいう。</u>				(新設)							
<u>5～7</u> (略)				<u>4～6</u> (略)							

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。